

新宮町社会福祉協議会の

福祉サービス一覧

令和3年度 保存版



新宮町社会福祉協議会
キャラクター ココロちゃん

新宮町社会福祉協議会では

地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体としてとらえ、みんなで協力して解決を図ることを目的とし、「福祉のまちづくり」を目指しています。

そのために、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、具体的な福祉サービスの企画や実施を行います。

※掲載している情報は、新型コロナウイルス感染拡大状況により、変更・中止となる場合があります。

社会福祉法人 **新宮町社会福祉協議会**

連絡先

〒811-0119 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目3番1号
(新宮町福祉センター内)

☎ 092-963-0921 FAX 092-963-0127

E-mail:shingu@deluxe.ocn.ne.jp

発行：令和3年

♥ 暮らしの相談

サービス名	内 容	対象者	備 考
暮らしの相談窓口 (町受託事業 含)	■福祉なんでも相談 ※予約不要 高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理についての不安、生きがい活動などの相談に社会福祉協議会職員が応じます。	心配ごとのある人	詳しくは社会福祉協議会窓口へ
	■心配ごと相談 ※予約不要 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政に対する苦情など身の回りに起こっている心配ごと等に人権擁護委員、行政相談員が相談に応じます。		月1回(第2火曜日) 午前10時から 午後3時まで ・そびあしんぐう ※1人あたり30分 会場へ午後2時30分までにお越しください。
	■法律相談 ※予約必要 法的な知識を必要とする複雑な問題に対し、弁護士が適切なアドバイスを行います。	※裁判所で起訴中のもの、 弁護士に依頼済みのは受付できません。 ひとつの内容につき1回の利用に限ります。	奇数月15日前後 午後1時から 午後4時まで ※1人あたり30分 定員 6人
日常生活 自立支援事業	住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用や、日常的金銭管理のお手伝いをします。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理 ・書類等預かりサービス	認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため日常生活でお困りの人	相談は無料 利用時間・内容に応じて設定あり ・利用料 1000円～ 生活保護を受けている人は無料
法人後見事業	日常生活自立支援事業での対応が難しくなった人が、これからも安心して地域で暮らすことができるように、社会福祉協議会が後見人となり支援します。	判断能力が低下した人	詳しくは社会福祉協議会窓口へ ・自己負担金あり
貸付事業 (町・県事業)	○総合支援資金 離職などにより収入が無くなった人が、再就職し生活を再建するまでの間に必要な費用 ○福祉資金 日常生活を送る上で、一時的に必要なと見込まれる費用(技能習得、福祉用具の購入等) ○教育支援資金 学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校に就学及び入学に際し必要な費用	低所得者で貸し付けを受けることにより、安定生活ができる人で、他の融資を受けることが困難な人	※この他にもあります。 詳しくは社会福祉協議会窓口へ
不登校・ひきこもり ほっこりおはなし会	学校への行きしぶりや不登校・ひきこもりに悩む本人をはじめ、家族や周りの人など、同じ立場の人たちで悩みや思いを語り合う場です。	学校への行きしぶりや不登校・ひきこもりに悩む本人や家族、関心のある人	・月1回(第3金曜日) 午後1時から 午後3時まで(時間中はいつでもどうぞ) ・福祉センター 3階 ・参加費 無料

♥ 高齢者や障がいのある方へ

サービス名	内 容	対象者	備 考
車イスの貸出	一時的な貸し出しをします。	外出時などに必要な人	1カ月程度
移送サービス	車イス(2台)のまま乗れるリフトカーの貸出。運転する人がいない場合には、運転ボランティアによる目的地までの送迎を行います。	新宮町社会福祉協議会の社協会員 在宅で外出の際に車イスを使用する人	月2回まで

サービス名	内容	対象者	備考
手話通訳派遣事業 (町受託事業)	聴覚障がい者に対して、手話通訳奉仕員を派遣し、社会参加と日常生活の利便を図ります。	聴覚障がい者で、身体障害者手帳をもっている人 ※町の認定を受けた人	24時間、365日対応
ホームヘルプサービス (介護保険事業)	日常生活において、買い物・調理・掃除・洗濯などの家事支援や、外出介助・排泄介助・体位交換などの身体介助をホームヘルパーが行います。	介護認定のある人 ※町に申請をして介護認定を受ける必要があります	年中無休 午前5時から 午後11時まで ・利用料 利用時間・内容に応じて設定あり
ホームヘルパー派遣受託事業 (町受託事業)	日常生活において家事(掃除・買い物等)や身体を介助し、自立を支援します。	おおむね65歳以上で、介護認定非該当の人 ※町の認定を受けた人	・利用料 世帯の状況により新宮町が決定
地域生活支援事業 (町受託事業)	屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出及び余暇活動等の社会参加のための移動支援をします。	障がい者であって外出時に移動の支援が必要と認められた人 ※町の認定を受けた人	・利用料 世帯の状況により新宮町が決定
ホームヘルプサービス	日常生活において、買い物・調理・掃除・洗濯などの家事支援や、外出介助・排泄介助・体位交換などの身体介助をホームヘルパーが行います。	障がい者福祉サービス受給者証をもっている人	年中無休 午前5時から 午後11時まで ・利用料 世帯の状況により新宮町が決定
あんしん生活支援事業	介護保険制度等では対応できない日常生活の困りごとをホームヘルパーがサポートします。 ・家事援助 ・身体介護	65歳以上の人 障がいのある人 一時的な病気や産前産後などで家事や介護にサポートが必要な人	月曜日から土曜日 午前8時から 午後6時まで (祝日、年末年始除く) ・利用料 500円～ 利用時間・内容に応じて設定有り

♥子育て中の方へ

サービス名	内容	対象者	備考
地域子育て支援拠点事業 かんがるーひろば 出張ひろば (町受託事業)	常設のひろばを開設し、子育て家庭の保護者と、その子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語りあい相互に交流する場を提供します。 ※予約必要	原則0～3歳の乳幼児とその保護者の人	かんがるーひろば 週5日(火～土曜日) 出張ひろば 毎週月曜日 (祝日、年末年始除く) ・直通TEL (092) 963-0134
ファミリーサポートセンター事業 (町受託事業)	育児の援助を行いたい人(まかせて会員)と育児の援助を受けたい人(おねがい会員)をセンターが仲介して、会員同士で支えあう会員組織です。	【おねがい会員】 生後6カ月～小学校6年生までの子を持つ親で町内在住または町内の事業所等で勤務している人 【まかせて会員】 センターが実施する講座を受講、修了した人	センター開所 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始除く) サービス提供時間 午前7時～午後9時 直通TEL (092) 692-9622 ・利用料 1時間当たり600円～ 時間帯・祝日等により変更あり
ひとり親家庭日常生活支援事業 (町受託事業)	日常生活において家事(掃除、買い物等)や児童の保育所送迎を支援します。	ひとり親家庭 ※町の認定を受けた人	・利用料 世帯の状況により新宮町が決定

♥ボランティア団体・福祉団体の事業

サービス名	内容	対象者	備考
在宅介護者の交流会 (こぶしの会)	介護者同士の情報交換会・交流会・施設見学や介護に関する福祉サービス学習会をしています。 行事により実費負担あり。 その他、日帰りバスハイクを実施。	在宅で寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している人 または支援している人	月1回(第3火曜日) 午後1時30分から 午後3時30分まで 年会費/500円
傾聴カフェ そら (傾聴VOそら)	おいしいコーヒーやお菓子を食べながら、一緒におしゃべりを楽しむ場です。 ボランティアが参加者の話に傾聴するカフェです。	どなたでも	月1回(第3金曜日) 午後1時から 午後3時まで シーオーレ新宮 3階 ・利用料 1回100円
ふれあい10分コール (傾聴VOそら)	外出自粛などにより、「誰とも話さずに1日が終わった…」という日々が続いている人はお電話ください。 電話の際「ふれあい10分コール希望」とお伝えください。秘密は必ず守ります。 電話：(092) 963-0921	どなたでも	毎週金曜日 午後1時から 午後3時まで ・通話料は自己負担 ・1人10分程度
障がい者サロン (ブーケハウス)	障がいのある人とボランティアが、お茶やおしゃべりを楽しみながら情報交換するサロンです。	障がいのある人や支援してくれるボランティア	月1回(第2木曜日) 午後1時30分から 午後3時30分まで 福祉センター 3階 ・利用料 行事により実費負担あり
ハートルーム (ブーケハウス)	人とつながりたい人、少しお話をしたい人、生きづらいつ感じている人、お話するのが苦手な人、どなたでもお越しください。	こころの病を持った人 こころが疲れていると感じる人	月1回(第2木曜日) 午後1時30分から 午後3時30分まで 福祉センター 3階 ・利用料 無料
お外であそぼ! (外あそびの会)	新聞紙や段ボールを使って遊んだり、芝生の上でごろごろしてみたり…。 いつ来ていつ帰ってもOK!(予約不要) ※雨天時の有無は、社協ホームページやフェイスブックで案内	どなたでも	月1回(第3火曜日) 午前10時から正午まで 町内公園 ・利用料 無料
ひとり親家庭の学習支援 (母子寡婦福祉会)	学校授業の補習などの学習や進学相談をしています。 無料で気軽に安心して学べます。 ※申込は福岡県母子寡婦福祉連合会まで 電話：(092) 584-3922 HP：http://fukuoka-kenboren.jp/	ひとり親家庭の小学生・中学生	週1回(金曜日) 午後6時から 午後8時まで 福祉センター 3階 ・利用料 無料



まずは、お気軽に
お問い合わせください。